

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 8 日現在

機関番号：82723

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2010～2011

課題番号：22830135

研究課題名（和文） 競争法規制における合理原則について——国際法学からの検討

研究課題名（英文） On the Principle of Reasonability in the Competition Regulation -- An Analysis from the International Law Point of View

研究代表者

山内 由梨佳 (Yamauchi Yurika)

防衛大学校・人文社会科学群・講師

研究者番号：80582890

研究成果の概要（和文）：

本研究においては、競争法規制の中で用いられている合理原則の意義と射程を国際法学の観点から検証した。本研究の成果は、平成 22 年 9 月に東京大学大学院法学政治学研究科に提出した博士論文の基礎となった。また、平成 23 年 5 月に国際経済法研究会において、11 月には東京大学国際法研究会において、その成果の一部を報告した。

研究成果の概要（英文）：

Through this project, the author examined the significance and the scope of the rule of reason, which has been relied upon in the competition regulation, from the international law point of view. The result of the study was incorporated into the doctoral dissertation submitted to the Graduate School of the Law and the Politics, the University of Tokyo in September 2011. In addition, the author presented the result of the study in the International Economic Law Association in May 2011, and the University of Tokyo International Law Workshop in November 2011.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	1,050,000	0	1,050,000
2011 年度	760,000	0	760,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,810,000	0	1,810,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：国際法学

キーワード：国際公法、国際経済法、国際刑事法、競争法、経済犯罪

1. 研究開始当初の背景

近年日本では、課徴金減免制度が導入され

たことや、ガイドラインが改正されたことに表れているように、独占禁止法規制の強化が促進されている。また、米国や欧州の競争法

規制が強化され、日本の企業が規制対象となる契機も増加している。そのような事象を背景にして、申請者は競争法規制で用いられている合理原則が、越境的規制においてどのような意義と射程を有するのに関心を持つに至った。

また、日本が独占禁止法を域外適用する事例は数が極めて少ない。公取委員会の内部においても事案に対処するに当たって一貫した基準が用いられているわけではない。しかしそのことは越境的規制の必要性がないことを意味するものではない。そこで、申請者は日本の法制の特殊性を踏まえて競争法の域外適用のあり方を検証する必要性を認識するに至った。

申請者はこれまで国際刑事法における「国際公序」概念 (international public order) の意義と射程を明らかにする研究を進めてきた。そのために、19世紀前半以来、国家が国内刑法の適用範囲を当該国家の領域主権の及ぶ範囲に限定してきたことに着目し、普遍主義の適用可能性が争点になっている人権犯罪や、実効的規制のために国際協力が必要である経済犯罪の国際的な規制構造を分析した。本研究は、後者の経済犯罪の国際的規制に関する研究を発展させたものである。

2. 研究の目的

本研究は、競争法の域外適用の根拠となる合理原則を国際法学の観点から分析・検証し、国際的な競争法規制のあり方について理論的基盤を提供することを目的に設定した。

自国領域外で行われた競争法違反であっても、その具体的な影響が自国市場に及べば自国法を適用できるという「効果主義」は、既に米国と欧州連合(EU)において定着している。しかしその効果主義を限定する基準の射程は、欧米においても一貫していない。そこで本研究では、米国、欧州、日本における国家実行を実証的に分析し、その射程を明らかにする。その上で日本国内の独占禁止法の特殊性を踏まえて、日本における競争法の域外適用の妥当性を国際法学の観点から検証する。

3. 研究の方法

欧州が実施主義(Implementation doctrine)を積極的に導入し始めた1990年代以降の国家実行を中心として、米国、欧州、日本における国家実行を実証的に分析し、その射程を明らかにしようと試みた。そこで、(1)米国、欧州、競争法規制を行っている主要なEU加盟国(英、仏、独、西)、中国、日本における競争法違反行為の国際的規制の実行を丹

念に追うことによって、合理原則がどのような射程において用いられ、どのような機能を果たしているのかを明らかにすることを試みた。検証の対象は欧州地域・米国・日本・中国に限定し、その中でも欧州に力点を置いた。その上で日本国内の独占禁止法の特殊性を踏まえて、日本における合理原則の妥当性を国際法学の観点から検証した。

4. 研究成果

申請研究期間の1年目は、各国の競争法の実証研究を行った。そのために各国法令の制定過程、その趣旨目的、制定を主導した国内の政治動態や社会的背景、制定後の運用過程、実施のメカニズム等を、一次資料と有益な二次資料を中心に調査した。

米国に関しては、独占禁止法の基礎が構築された1930年代から遡って、主要な国家実行を追った。特に、米国で確立された競争法の適用の制約基準は、その後欧州や日本に継承されていることから、理論的な分析も含めて、包括的な検討を行った。

また欧米に関しては、20世紀初頭から競争法規制を否定していた時期も含めて国家実行を追った。特に欧州各国における1950年代の対抗立法と、その後の効果主義の導入について詳細に検討した。その中でも、ドイツが効果主義の導入に積極的であったので、ドイツにおける事例を中心に調査した。

中国に関しては、その競争法は2008年に施行されたばかりである。その立法の経緯だけではなく、2009年の三菱レイヨンの合併審査等、重要な事例にも着目しながら検討を行った。

結論を簡潔にまとめるならば、まず、今日では域外適用の基準は国ごとに大きく異なるわけではない。

ただし、その基準が各国の判例実行において定着してきた経緯は異なる。米国が1940年代に効果主義を導入した背景には、国ごとに競争法制が異なり、米国のそれが最も厳格であるという事情があった。それに対して、欧州が実施主義を導入した背景には、欧州の市場統一の動きが現実化していた事情があった。本研究では、各国の競争法制に関する研究を調査してまとめるという作業を行った。

このように、域外適用の基準が国ごとに大きな相違を有さないこと背景には、域外適用の基準のみならず、それぞれの法制そのものが互いに類似性を帯びるようになっているという事情がある。

まず、全般的な傾向として、競争法違反の罪の厳罰化が進んでいる。それは、とりわけ米国とEUにおいて顕著である。それから、

競争政策がカルテルの規制に集中するようになってきている。カルテルを集中的に規制することによって、法の域外適用の契機が増加した。また、特に米国と EU においては、国内（域内）執行機関が多層化し、複数の経路において法執行を行うことが可能になっている。

しかし、このような国内法制を整理する作業の過程において、米国と欧州ではその執行の側面において差異が残っていることが明らかになった。

第一に、非経済事項への考慮幅の相違である。競争政策では、基準の明確性を担保するために、数字を用いて基準を設定することが一般的であるが、その基準に違反したからと言って直ちに制裁を伴う行政介入が行われるわけではなく、規制当局によって政策的判断がなされる。米国ではその判断幅が狭いという指摘がなされている。

第二に、開始の方式の相違である。米国では、訴訟による法適用が多い。EU では司法当局による公的介入が多い。

第三に、制裁形式の相違である。欧州では行政罰によって、米国は刑罰によって制裁を科している。また、欧州では懲罰的損害賠償制度はない。ただし、前述の通り欧州の課徴金の額が上がってきていることから、金額における相違は小さくなっているともいえる。

実際には、実体法の内容が統一されてきたことに伴い、司法共助の枠組の形成が活発に行われている。最も重要なのは相手国が国内で競争法を執行する場合であり、それが自国の競争法の趣旨に合致する場合には、自国の域外適用を差し控えるという実行である。また、競争当局間の協力関係を構築することによって、域外適用を行う場合にも円滑な実施ができるような仕組みが整えられつつある。米国と欧州は 1990 年代からそのような実行を行っている。もっとも、執行面の相違が残っているため、司法共助協定が活用される契機がそれほど多くないという指摘を行うことができる。

このような越境的な規制についての研究は、実務家によるものが多かったが、比較法の観点から論じた研究が存在するため、それらを手掛かりにして調査を行い、それをまとめるという作業を行った。

本研究計画の実施を通じて、充実した研究を行うことができた。今後は、これまでの研究成果を総括し、公刊するための論文執筆に当てる予定である。また、各種の研究会やワークショップ、学会などにおいて、本研究の成果を公表していくことを予定している。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 0 件)

[学会発表] (計 2 件)

- ① 山内由梨佳、「経済犯罪の国際的規制」、国際経済法研究会、2011 年 5 月 20 日、明治大学 (東京都)
- ② 山内由梨佳、「経済犯罪の国際的規制」、東京大学国際法研究会、2011 年 11 月 12 日、東京大学 (東京都)

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計◇件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山内 由梨佳 (Yamauchi Yurika)
防衛大学校・人文社会科学群・講師
研究者番号：80582890

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者 ()

研究者番号：